

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：セネガル国医療サービスの質改善プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：セネガル国医療サービスの質改善プロジェクト

調達管理番号：24a00904

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月26日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国医療サービスの質改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月 ～ 2029年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年5月 ～ 2027年4月

第2期：2027年5月 ～ 2029年4月

なお、上記の履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求することを認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### 第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### （6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）
- 3) 2027年度（2028年2月頃）
- 4) 2028年度（2029年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ第二チーム

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 5日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 10日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 3月 21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	評価結果の通知日	2025年 4月 1日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン最新版」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「セネガル国医療サービスの質改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00493010100）の受注者（株式会社シー・ディー・シー・インターナショナル）及び同業務の業務従事者

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/gMMnNfsTdz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

### （3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

### （4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開

封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	直営専門家との連携を含めた日本側実施体制	第3条2(2)
2	他ドナーとの連携	第3条2(10)
3	成果2の活動を対象2州の病院及びそれらの病院と同じ保健区に位置している保健センターに対し実施する際の手法	第4条2(1)

4	成果3の活動を対象2州の病院と病院と同じ保健区に位置している保健センターに対し実施する際の手法	第4条2(1)
5	成果5の活動を対象2州の病院と病院と同じ保健区に位置している保健センターに対し実施する際の手法	第4条2(1)
6	本邦研修の計画及び行程案	第4条2(2)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年9月
- ・ RD署名：2024年12月18日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) セネガル側実施体制

先方実施体制として、保健・社会活動省を実施機関とする。プロジェクトダイレクターは病院総局長（DGES）、プロジェクトマネージャーはDGES傘下の公立病院局長（DEPS）、フォーカルポイントをDEPS傘下の計画・調査・モニタリング・評価課長とする。協力機関である州保健局（DRS）については、2023年7月の政令により新設された組織であり、2024年1月に組織体制が正式に制定されたものの、新組織体制下において人員が配置されておらず旧体制のままであるところ、人員配置について適宜確認を行う必要がある。

#### (2) 日本側実施体制

本事業の日本側実施体制は、本業務実施契約の受注者及び本契約以外で契約される専門家で構成される。本契約以外の専門家（JICA直営専門家）は、総括/保健システム強化、保健医療サービス質改善/業務調整専門家を予定している。総括はプロジェクト全体管理及び成果1、5の活動遂行を担い、保健医療サービス質改善/業務調整専門家が成果4及び総括の運営管理業務補佐、本契約の範囲外で生じる公金・物品管理、広報業務を担うものとする。本受注者は、成果2、3、5の活動遂行のほか、成果1～5の研修運営業務（経費支出、物品手配を含

む)を主な業務の範囲とする。したがって、受注者は総括、保健医療サービス質改善／業務調整専門家との密な情報共有・連携による業務遂行が求められる<sup>2</sup>。特に研修実施に際しては、現地渡航時期や研修実施タイミングについて他専門家との調整が求められる。

### (3) プロジェクト実施体制

プロジェクトの実施に際しては日本側・セネガル側の双方の関係者からなる合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) を設け、年間事業計画の策定と評価並びに見直しを行い、円滑な実施調整を行うこととする。受注者は JICA 直営専門家とともに合同調整委員会メンバーとして参画する。

### (4) クオリティ・アプローチについて

保健・社会活動省は、医療サービスの質改善に向けて、「Démarche Qualité (クオリティ・アプローチ)」の実施に取り組み始めているが、同省内においてその解釈やツールが統一化されていない状況である。クオリティ・アプローチは「組織内の製品、サービス、またはプロセスの品質を確保し、改善するための体系的かつ戦略的なアプローチである。医療施設の文脈では、クオリティ・アプローチは、安全で効果的、かつ患者中心の医療とサービスを確保することを目的とする」(品質・安全・衛生管理局)と定義されている。本プロジェクトでは、このクオリティ・アプローチとその実施のためのツールの一つであるサービスの質グリッド(品質・安全・衛生管理局作成)に基づいて、病院スタッフにおけるサービスの質改善のマインドセットを促すこと、質改善のマインドを醸成するのみならず体制の中に根付かせることを目指す。

### (5) 医療施設における活動について

本プロジェクトでは、対象2州における1次から3次病院の全てと同じ保健区内の複数の保健センターを活動の対象としているが、各病院では保健医療サービスの質を改善するための取組み状況に差があるところ、他の医療施設の模範となる施設についてはリソースとしての活用も想定している。

### (6) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、活動実施を通じて C/P の能力向上を図ることが非常に重要である。受注者は、セネガル国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシ

---

<sup>2</sup> 直営専門家との連携や情報共有の方法等を含めた、日本側の具体的な実施体制に関しては、プロポーザルにて提案してください。

ップを引き出しながら、研修、調査、医療施設におけるサービスの質改善に向けた活動実施等、現場での共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

#### (7) 現地人材（ローカルコンサルタント）の備上

本プロジェクトでの活動は、保健・社会活動省、医療施設、州保健局等、複数、複層に亘る関係者が関与するため、これら関係者間の調整がプロジェクトの効果的な実施を左右する。そのため受注者は、研修運営管理や各種業務・ロジ支援等を行い、プロジェクトの活動を側面的に支援、調整するための現地人材を効果的に活用し、関係者と円滑なコミュニケーションを図り、効果的なプロジェクトの実施に努める。

#### (8) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析

プロジェクトの実施に際して、ベースライン・エンドライン調査等において男女別データの収集・分析を行い、男女別データで疾病・治療状況を把握することや、ジェンダーごとの特有のニーズを調査するなど、ジェンダー課題の解決に資する調査・分析の実施に留意すること。当国における関連政策、開発課題、他援助機関の事業事例等の情報収集も積極的に行い、ジェンダー主流化ニーズの調査・分析を行うこと。研修実施においては、現地の社会規範・文化慣習、研修参加者の属性に応じて、研修参加者が容易に参加しうる研修場所や時間、言語、教材となるよう計画を策定するほか、研修講師や通訳の性別に考慮し実施する。

#### (9) 実施中・新規案件との相互連携

JICA はセネガルの保健分野において以下の協力を実施中である。受注者は、各案件の専門家と相互に協力すること。具体的には、JICA セネガル事務所保健担当者によるオリエンテーションに従って、意見交換、情報共有などを行うこと。特に、③については本事業の対象 2 州で計 2 か所のパイロット病院（ティエス州 2 次、ジュールベル州 3 次病院）にて、5S-KAIZEN-TQM の普及を行っていることから、同プロジェクトの取り組み・教訓を本事業における質改善活動へ活用することが期待される。

- ① 個別専門家「保健行政アドバイザー」（2024 年～2026 年）
- ② 技術協力「非感染性疾患対策強化プロジェクト」（2023 年～2028 年）
- ③ 技術協力「アフリカ地域 5S-KAIZEN-TQM を通じた保健医療サービスの質向上のアフリカ地域広域展開促進」（2024 年～2026 年）

- ④ 無償「ティエス州地域中核病院拡充計画」（2024年～2030年）
- ⑤ 技術協力「コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト（Doleel CMU フェーズ2）」（2022年～2026年）

#### （10）過去のプロジェクト等、他ドナーとの連携

本プロジェクトは先行案件である技術協力「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ3（PRESSMN3）」（2019年～2024年）の基本方針であった患者中心のリスpekトフルケアの概念や、SRMNIA-N（母新生児小児思春期ケア）の質基準を、本事業の質改善活動で活用することが期待される。また、技術協力「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ2（PARSS2）」（2016年～2021年）では、年間活動計画（PTA）の運用や保健情報管理システムの活用を通じたマネジメント能力強化活動を実施してきたことから、同プロジェクトで整理したガイドラインや研修ツールの活用が期待できる。

他ドナーとの連携において、WHO、ルクセンブルク開発庁、世界銀行等が、医療サービスの質改善にかかる活動を実施中のところ、支援の重複を避けつつ、連携を模索しながら本プロジェクトを実施する<sup>3</sup>。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### （1）プロジェクトの活動に関する業務<sup>4</sup>

##### ① 成果1に関わる活動

活動 1-1：医療サービスの質に関するベースライン調査を実施する。

活動 1-2：病院の質改善に必要なツールを特定する。

活動 1-3：クオリティ・アプローチに必要なツールを準備する。

活動 1-4：医療サービスの質を改善するためのツールを制度的に承認する。

活動 1-5：ティエス州及びジュルベル州において、医療サービスの質を改善するためのツールの使用についてトレーナーを養成する。

活動 1-6：保健・社会活動省が承認したグリッドを用いて、半期ごとにモニタリング・スーパービジョンを実施する。

<sup>3</sup> 他ドナーとの具体的な連携可能性についてプロポーザルで提案してください。

<sup>4</sup> 成果2、3、5の活動について、対象州2州の1次、2次、3次病院及び、同じ保健区内の複数の保健センターを対象に実施する際の具体的な手法・活動計画（訪問方法、訪問回数等）についてプロポーザルで提案してください。

活動 1-7：保健・社会活動省が承認したグリッドを用いて、中間評価（開始後 2 年）を実施する。

活動 1-8：保健・社会活動省が承認したグリッドを使って最終評価を行う。

活動 1-9：病院運営とサービスの質改善のグッドプラクティスを促進するため、年 2 回の会合やその他のチャンネルを通じて、対象となる医療機関同士の経験共有を促進する（病院長による調整会議等）。

## ② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：年間活動計画（PTA）の策定方法について病院スタッフ向け研修を実施する。

活動 2-2：病院理事会（CA）、病院医療委員会（CME）、病院技術委員会（CTE）、衛生・労働安全委員会（CHST）、院内感染対策委員会（CLIN）等、病院の運営・管理に関する既存の機関や委員会の定例会議を開催する。

活動 2-3：活動 1-1 の結果、前年度の経営報告書での提言、および活動 3.3 の結果を踏まえて、関係部門および関係者を巻き込んで年間活動計画（PTA）を策定し、承認する。

活動 2-4：年間活動計画（PTA）を病院レベルで四半期ごとにモニタリングする。

活動 2-5：州保健局との四半期ごとの調整会議において、年間活動計画（PTA）の実施状況を共有する。

活動 2-6：公立病院局（DEPS）の統一されたモデルに沿って、報告書（病院の四半期活動報告書、四半期予算モニタリング報告書、病院経営報告書）を作成し、期限内に提出する。

活動 2-7：当年度の財務諸表を作成し、翌年度の 6 月 30 日までに提出する。

## ③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：ティエス州及びジュルベル州の対象病院に医療情報ユニットを設置し、機能させる。

活動 3-2：ティエス州及びジュルベル州の対象病院の職員を対象に、データ分析、病院情報システム（CMMS、iHRIS、その他関連するソフトウェアを含む）と医療情報システム（DHIS2、その他適切なソフトウェアを含む）の最適な使用方法、物理的・電子的アーカイブシステム、管理ツール（登録簿、記録、フォーム、小冊子等）の適切な記入とメンテナンスに関する研修を行う。

活動 3-3：病院情報システムを定期的に利用し、会計、人事、機材等のデータを収集・分析する。

#### ④ 成果4に関わる活動

活動4-1：対象病院に質部門を設置する。

活動4-2：対象病院の質管理者を対象に、QMS（質マネジメントシステム）の研修を行う。

活動4-3：対象病院の職員に対し、QMSに関するオリエンテーションを実施する。

活動4-4：質部門の責任において、病院のサービスの質改善の活動計画（各部署の活動計画に基づく）を策定する。

活動4-5：病院のサービスの質改善の活動計画を実施する。

活動4-6：対象病院で毎年満足度調査を実施する。

#### ⑤ 成果5に関わる活動

活動5-1：対象地域の保健センターと病院を対象に、リファラル/カウンターリファラルに関するツールやガイドラインに関する共有・研修ワークショップを開催する。

活動5-2：対象地域におけるリファラル/カウンターリファラルに関連する課題を解決するための、3回の共同ベンチマーキング・ワークショップを開催する（ティエス州で1回、ジュールベル州で1回、合同で1回）。

活動5-3：課題解決に向けた計画を病院のサービスの質改善の活動計画に統合する（活動4-4に関連）。

活動5-4：ベンチマーキングに基づいた提言の実施について、四半期ごとのスーパービジョンを実施する。

活動5-5：州の合同年次レビューと保健・社会活動省の合同年次レビュー（RAC）において、ベンチマーキングから得られた好事例を共有する。

## (2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり<sup>5</sup>。

目的・研修内容	プロジェクトの対象病院が日本の病院の質管理・データ管理について実践現場から学ぶもの。
実施回数	合計 2 回
対象者	①対象病院の質管理担当者 ②対象病院のトップマネジメント（病院長や看護師長を想定）、保健省計画課長
参加者数	①9名、②10名
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、直営専門家の直営の総括が設定するプロジェクトの成果やプロジ

---

<sup>5</sup> 各回の本邦研修の計画（テーマ、行程、訪問先、研修内容等）についてプロポーザルで提案してください。

エクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標について、プロジェクト開始時点のベースライン値を収集する。調査枠組み（調査案）は直営専門家の総括が中心となって策定する想定である。受注者は具体的な指標入手手段について明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

### ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

### ④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

### ⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施する。
- 調査枠組み（調査案）は直営専門家の総括が中心となって策定する想定である。受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

### ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

### ⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

期	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第1期	業務計画書（第1期）	契約締結後 10 営業日以内	和文	電子データ	3 部
	ワーク・プラン（第1期）（モニタリングシート Ver.1 を含む）	業務開始から約 3 ヶ月月以内	仏文・和文	電子データ	
	モニタリングシート Ver.2	モニタリングシート Ver.1 の提出から 6 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	
	モニタリングシート Ver.3	モニタリングシート Ver.2 の提出から 6 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	
	モニタリングシート Ver.4	モニタリングシート Ver.3 の提出から 6 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	
	プロジェクト業務進捗報告書（モニタリングシート Ver.5 を含む）	第1期契約終了時	仏文・和文	電子データ	
第2期	業務計画書（第2期）	契約締結後 10 営業日以内			
	ワーク・プラン（第2期）（モニタリングシート Ver.6 を含む）	業務開始から約 3 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	
	モニタリングシート Ver.7	モニタリングシート Ver.6 の提出から 6 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	

モニタリングシート Ver.8	モニタリングシート Ver.7 の提出から 6 ヶ月以内	仏文・和文	電子データ	
事業完了報告書（モニタリングシート Ver.9 を含む）	契約履行期限末日（なお、ドラフトを 3 ヶ月前に提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化）	英文・仏文・和文要約	製本	仏文：12 部 和文：3 部
			CD-R	5 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### (4) 事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい。なお、業務進捗報告書については、活動状況に応じ、下記の資料を添付すること。）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 医療施設での医療サービスの質改善に係る各種成果品（運用マニュアル・ガイドライン、研修教材等）

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

- ・ベースライン調査（1回、定額計上）
- ・エンドライン調査（1回、定額計上）

## 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	複合機	-	2台	事業用物品	上限額

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：セネガル共和国（セネガル）

案件名：【和】医療サービスの質改善プロジェクト

【英】 Project for improvement of the quality of health service

【仏】 Projet d'amélioration de la qualité des services de santé

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

セネガル共和国（以下、「当国」）の保健指標は、妊産婦死亡率 153（出生 10 万対）、新生児死亡率は 23（出生 1,000 対）、5 歳未満児死亡率は 40（出生 1,000 対）であり（Continuous Demographic Health Survey 2023）、サブサハラ・アフリカの平均（それぞれ 536、27、73、世界子供白書 2023）と比較すると良好であるものの、持続可能な開発目標（SDGs）の目標値（それぞれ 70、5、12）からは依然として大きな隔たりがある。各指標の伸び悩みに加え、2022 年には帝王切開を希望した妊産婦の要求を拒絶し母子ともに死亡した事案や、生きている胎児へ誤った死亡宣告を行う等の不適切な病院対応や、新生児室の施設整備不良によるショートが原因の火災で新生児 11 人が無くなる等、公立病院での合い次ぐ事故により当時の保健大臣が辞任に追い込まれ、医療の質の低さが社会問題として国民の関心を浴びる形となった。

かかる状況下、当国では大統領主導のもと SDGs のひとつであるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取り組みが進められている。「国家保健社会開発計画（PNDSS）2019-2028」では、「保健セクターにおける財政・ガバナンスの強化」、「保健医療・社会サービス提供体制の発展」、「社会保障の促進」の 3 つの優先項目を掲げており、特に「保健医療・社会サービス提供体制の発展」の中では医療サービスへの公平なアクセスの確保や医療サービスの質改善をもって、国民が質の高い医療サービスの恩恵を公平に受けられることを目指している。保健・社会活動省は、医療サービスの質改善に向けて、「Démarche Qualité、クオリティ・アプローチ 1」の実施に取り組み始めているが、保健・社会活動省内においてその解釈やツールが統一化されていない状況である。

一次から三次病院にわたる医療施設において、一次・二次病院（州・県病院）は、

疾病負荷が増加する非感染性疾患患者の受入及びそれに伴う支出増加等により、病院の運営管理能力強化や医療サービスの質維持・向上が難しい状況にある。加えて、病院間における適切な患者のリファラル/カウンターリファラルが機能せず、三次病院に患者が集中し高次病院としての役割を十分に果たせないといった課題も存在する。こうした背景を受けて、セネガル政府は JICA に医療サービスの質改善にかかる技術協力を要請した。

本事業では、JICA で実施中の他保健分野案件との相乗効果を狙うべく、ティエス州とジュールベル州を対象とし、一次・二次・三次病院及び傘下の一部保健センターの「Démarche Qualité、クオリティ・アプローチ」に沿ったサービスの質改善にかかる意識醸成・定着化を目的とする。特に、保健・社会活動省による質改善にかかるツールの作成、モニタリング・評価体制の構築、病院内のガバナンス強化に向けた病院情報の利活用と年間活動計画の策定・実施、医療施設間のリファラル/カウンターリファラルの連携強化を行い、医療サービスの質改善を目指す。

## (2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

日本政府は 2022 年 5 月に決定した「グローバルヘルス戦略」において、政策目標の一つとして人間の安全保障を具現化するべく、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能な UHC の達成を目指すことを掲げており、UHC の達成に向けては各国の保健システム強化、良質な保健医療サービスへの公平なアクセスの確保を重要視している。同年 8 月にチュニジアで開催された TICAD8 において、強靱で持続可能な社会の実現に向けて、アフリカ諸国における UHC の達成へコミットすることがチュニス宣言において表明された。2023 年に日本で開催された G7 広島サミットにおいては、平時の保健システムを強化する取組の一環として、UHC を達成するために必須の保健サービスの発展・回復を通じた支援を行うことが G7 広島首脳コミュニケで示されており、参加国・機関と共に UHC 推進への決意が確認された。

対セネガル共和国国別開発協力方針（2020 年 9 月）の重点分野として「社会サービス・社会保障の質及びアクセス向上」を定め、UHC の実現に向けて保健医療サービスの提供能力と医療保障制度の両面の強化に対して支援することとしている。また、JICA 国別分析ペーパー（2020 年 10 月）において「格差是正・レジリエンス強化」が重点分野であると分析し、2016 年からは「UHC 支援プログラム」を強化プログラムに選定している。加えて、本事業は、セネガルにおける UHC 達成を支援するものであり、国際的な感染症流行を踏まえた保健医療分野への重点的取り組みである JICA の世界保健医療イニシアティブにも合致している。課題

別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「保健医療」では、公衆衛生上の危機下においても UHC 達成に貢献することを目的としており、これにも合致するほか、中核病院診断・治療強化クラスターにおける医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化にも貢献し得るものである。

本事業はこれら国際公約や我が国及び JICA の方針に合致し、また当国における SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」（特にターゲット 3.8「UHC の達成」）の達成への貢献が期待される。

### （3）他の援助機関の対応

当国における病院のサービスの質向上については、米国国際開発庁（USAID）が Programme Santé USAID 2021-2026（USAID 保健プログラム 2021-2026）の下で、5つの対象州（タンバクンダ州、コルダ州、セディウ州、ケドゥグ州、ジュルベル州）において保健システムの強化、サービスへのアクセス・サービスの質の向上に係るプロジェクトを実施している。母子保健分野では、世界銀行が中心的な役割を担う Global Financing Facility（GFF）による開発パートナーの協調枠組みが機能しており、主に国際連合児童基金（UNICEF）、国際連合人口基金（UNFPA）、世界銀行、USAID 等が支援を行っている。その他、ルクセンブルク開発協力庁（LuxDev）は救急医療分野等で、WHO は病院におけるサービスの質改善等で協力しており、本事業と対象地域や支援領域が重なることから連携に向けて意見交換を実施済みである。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、一次・二次・三次対象医療施設の医療サービスの質に対するモニタリング評価体制の強化、病院運営管理の強化、病院情報システムの強化、サービスの質改善アプローチの浸透、上位と下位医療施設間の連携強化等を行うことにより、対象となる医療施設のサービス提供の質改善を図り、もって同国の医療サービスの質改善に寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ティエス州およびジュルベル州（ティエス州は 5 病院及び同じ保健区内の複数の保健センター、ジュルベル州は 4 病院及び同じ保健区内の複数の保健センターが対象）

### （3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：（いずれも介入州における）保健・社会活動省（病院総局と公立

病院局約 40 名)、州保健局(約 40 名)、保健医療施設(約 4,000 人)

最終受益者: プロジェクトサイトにおいて医療サービスを受ける受益者 約 450 万人

(4) 事業実施期間 2025 年 4 月~2029 年 4 月を予定(計 48 カ月)

(5) 事業実施体制

- ・プロジェクトダイレクター: 病院総局長(DGES)
- ・プロジェクトマネージャー: 公立病院局長(DEPS)
- ・フォーカルポイント: DEPS 計画・調査・モニタリング・評価課長
- ・技術ワーキンググループ: 公立病院局(DEPS)、保健総局(DGS)、品質・安全・衛生管理局(DQSHH)、母子保健局(DSME)、インフラ機材管理局(DIEM)、計画・調査・統計局(DPRS)、ティエス州及びジュルベル州保健局(DRS)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

当国では UHC 支援プログラムの下、複数の技術協力、有償・無償資金協力を実施している。本事業と特に関連する案件は以下の通り。

<実施中案件>

- ・技術協力「保健行政アドバイザー」(実施期間: 2024 年~2026 年): 本案件のカウンターパートである保健・社会活動省の官房付きアドバイザーとして、日本の協力全般に関する助言や実施促進を行っており、本案件実施においても、同アドバイザーの技術的助言が期待できる。
- ・技術協力「非感染性疾患対策強化プロジェクト」(2023 年~2028 年): 本事業と同じ対象州において、非感染性疾患対策分野の医療人材の能力強化を図っているところ、本事業との連携によりサービスの質改善及び提供体制強化における相乗効果が見込まれる。
- ・技術協力「アフリカ地域 5S-KAIZEN-TQM を通じた保健医療サービスの質向上のアフリカ地域広域展開促進」(2024 年~2026 年): 本事業の対象 2 州の州立病院において、5S-KAIZEN-TQM の普及を行っていることから、同プロジェクトの取り組み・教訓を本事業における質改善活動へ活用することが期待される。
- ・無償「ティエス州地域中核病院拡充計画」(2024 年~2030 年): 本事業の対象病院の一つであり、本事業で実施する病院運営強化や品質改善活動の普及を通し、相乗効果が期待される。
- ・技術協力「コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト(Doleel CMU フェーズ 2)」(2022 年~2026 年): 医療保障制度の運営・改善を通して貧困層・脆弱層への保健医療サービスへの経済的アクセスの改善に貢献しており、本

事業でサービス提供体制・質の向上を目指すことで、コミュニティ健康保険への加入が促進され、両プロジェクトの相乗効果で UHC の達成の加速化が期待される。

#### <過去実施案件>

- 技術協力「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ 3 (PRESSMN3)」(2019 年～2024 年) : 「妊産婦・新生児が尊重されたケア」の展開を通じて、妊産婦及び新生児へのケアの質向上を図った。同プロジェクトの基本方針であった患者中心のリスpekトフルケアの概念や、SRMNIA-N (母新生児小児思春期ケア) の質基準を、本事業の質改善活動で活用することが期待できる。
- 技術協力「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ 2 (PARSS2)」(2016 年～2021 年) : 年間活動計画 (PTA) の運用や保健情報管理システムの活用を通じたマネジメント能力強化活動を実施してきたことから、同プロジェクトで整理したガイドラインや研修ツールの活用が期待できる。

#### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

WHO、LuxDev、世界銀行等が、医療サービスの質改善にかかる活動を実施中である。WHO は UHC 達成の一環として国民が質の高い医療サービスへアクセスできることを目指し、病院における「クオリティ・アプローチ」の展開支援、保健人材の研修、患者満足度調査表を含む質改善に係るツールの開発、州保健局 (DRS) の能力強化等の支援を実施しており、本事業の活動全般において連携が大いに期待できる。LuxDev は母子保健、救急医療、非感染性疾患対策等に取り組む「Santé et Protection sociale (保健及び社会保障) プロジェクト」(2024 年～2030 年) の中で、本事業対象のティエス州とジュルベル州において救急管理システムの支援に取り組んでおり、本事業の主に成果 5 の活動で連携が期待できる。世界銀行は母子や子供を対象に SRMNIA-N の質基準を満たしたサービスの改善を目指す「Investing in Maternal, Child and Adolescent Health (ISMEA) Project」(2019 年～2024 年) を本事業対象州と異なる 6 州で実施した後、GFF の資金で本事業対象の 2 州を含む他 8 州において医療施設のサービス提供能力強化を実施しており、対象 2 州における連携が期待できる。

#### (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類 : C

②カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響はほとんどないと判断されるため。

## 2) 横断的事項

本事業は、患者を中心に据えた医療サービスの提供を目指してその質の改善に取り組むものであり、患者満足度調査や院内感染率等の指標を用いて医療サービスの質の向上を測る計画としている。よって本事業を実施することで、最終受益者である対象2州の住民の幸福（Human Wellbeing）に資すること、及び対象医療施設内での感染症対策に資することが想定される。

## 3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

### <活動内容/分類理由>

本事業では、ジェンダーの視点に立った取組みやモニタリングを実施し、医療サービスがジェンダーにかかわらずより多くの人々に利用可能なものとなるよう配慮する。特に、ベースライン調査、モニタリング・評価等におけるジェンダー別のデータ収集・分析、ジェンダーによる偏りが生じないように配慮した研修受講者の選定、ジェンダーのニーズを踏まえた各種ツールやガイドラインの策定に取り組む。

## (8) その他特記事項

特に無し。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標：クオリティ・アプローチが全国に普及される。

指標及び目標値：

- ① 保健・社会活動省により承認された内部評価のための国のグリッドを使用している病院数
- ② 全国の病院で実施される満足度調査（患者及び病院スタッフ）の結果がXX%以上

※ベースライン調査で目標値の明確化を行う。

### (2) プロジェクト目標：ティエス州及びジュルベル州の対象病院において、医療サービスの質が強化される。

指標及び目標値：

- ① テイエス州とジュルベル州の対象病院における満足度調査（患者及び病院スタッフ）の結果（XX%以上）
- ② テイエス州とジュルベル州の対象病院における院内感染率（XX%以下）
- ③ 保健・社会活動省承認の国のグリッドの結果の達成率（XX%）

※ベースライン調査で目標値の明確化を行う。

### (3) 成果

成果 1 : 病院サービスの質をモニタリング・評価するシステムが保健・社会活動省により強化される。

成果 2 : ティエス州とジュルベル州の対象病院のガバナンスと病院運営管理が効果的に機能している。

成果 3 : 対象病院の病院情報システムが強化される。

成果 4 : 対象病院においてクオリティ・アプローチが効果的に実施される。

成果 5 : 対象の病院及び保健センター間の連携が強化される。

### (4) 活動

#### 成果 1 :

1.1 : 医療サービスの質に関するベースライン調査を実施する。

1.2 : 病院の質改善に必要なツールを特定する。

1.3 : クオリティ・アプローチに必要なツールを準備する。

1.4 : 医療サービスの質を改善するためのツールを制度的に承認する。

1.5 : ティエス州及びジュルベル州において、医療サービスの質を改善するためのツールの使用についてトレーナーを養成する。

1.6 : 保健・社会活動省が承認したグリッドを用いて、半期ごとにモニタリング（スーパービジョン）を実施する。

1.7 : 保健・社会活動省が承認したグリッドを用いて、中間評価（開始後 2 年）を実施する。

1.8 : 保健・社会活動省が承認したグリッドを使って最終評価を行う。

1.9 : 病院運営とサービスの質改善のグッドプラクティスを促進するため、年 2 回の会合やその他のチャネルを通じて、対象となる医療機関同士の経験共有を促進する（病院長による調整会議等）。

#### 成果 2 :

2.1 : 年間活動計画（PTA）の策定方法について病院スタッフ向け研修を実施する。

2.2 : 病院理事会（CA）、病院医療委員会（CME）、病院技術委員会（CTE）、衛生・労働安全委員会（CHST）、院内感染対策委員会（CLIN）等、病院の運営・管理に関する既存の機関や委員会の定例会議を開催する。

2.3 : 活動 1.1 の結果、前年度の経営報告書での提言、および活動 3.3 の結果を踏まえて、関係部門および関係者を巻き込んで年間活動計画（PTA）を策定し、承認する。

2.4 : 年間活動計画（PTA）を病院レベルで四半期ごとにモニタリングする。

2.5 : 州保健局との四半期ごとの調整会議において、年間活動計画（PTA）の実施状況

を共有する。

2.6：公立病院局（DEPS）の統一されたモデルに沿って、報告書（病院の四半期活動報告書、四半期予算モニタリング報告書、病院経営報告書）を作成し、期限内に提出する。

2.7：当年度の財務諸表を作成し、翌年度の6月30日までに提出する。

成果3：

3.1：ティエス州及びジュールベル州の対象病院に医療情報ユニットを設置し、機能させる。

3.2：ティエス州及びジュールベル州の対象病院の職員を対象に、データ分析、病院情報システム（CMMS、iHRIS、その他関連するソフトウェアを含む）と医療情報システム（DHIS2、その他適切なソフトウェアを含む）の最適な使用方法、物理的・電子的アーカイブシステム、管理ツール（登録簿、記録、フォーム、小冊子等）の適切な記入とメンテナンスに関する研修を行う。

3.3：病院情報システムを定期的に利用し、会計、人事、機材等のデータを収集・分析する。

成果4：

4.1：対象病院に質部門を設置する。

4.2：対象病院の質管理者を対象に、QMS（質マネジメントシステム）の研修を行う。

4.3：対象病院の職員に対し、QMSに関するオリエンテーションを実施する。

4.4：質部門の責任において、病院のサービスの質改善の活動計画（各部局の活動計画に基づく）を策定する。

4.5：病院のサービスの質改善の活動計画を実施する。

4.6：対象病院で毎年満足度調査を実施する。

成果5：

5.1：対象地域の保健センターと病院を対象に、リファラル/カウンターリファラルに関するツールやガイドラインに関する共有・研修ワークショップを開催する。

5.2：対象地域におけるリファラル/カウンターリファラルに関連する課題を解決するための、3回の共同ベンチマーキング・ワークショップを開催する（ティエス州で1回、ジュールベル州で1回、合同で1回）。

5.3：課題解決に向けた計画を病院のサービスの質改善の活動計画に統合する（活動4.4に関連）。

5.4: ベンチマーキングに基づいた提言の実施について、四半期ごとのスーパービジョンを実施する。

5.5: 州の合同年次レビューと保健・社会活動省の合同年次レビュー（RAC）において、ベンチマーキングから得られた好事例を共有する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- 1) 医療サービスにおける「クオリティ・アプローチ」の実施が保健・社会活動省によって継続して推進される。
- 2) プロジェクトの対象地域に必要な数の医療従事者が配置されている。
- 3) 機材調達手続き、調達委員会に維持管理責任者が関与するよう、病院管理者にはたらきかけるための技術文書が作成される。

### (2) 外部条件

成果達成のための外部条件：

- 1) 医療従事者によるストライキがプロジェクト活動に甚大な影響を与えない。
- 2) 州保健局の新しい組織体制が機能する。

プロジェクト目標達成のための外部条件：

- 1) 国家レベルの保健政策や戦略の変更がプロジェクト活動に影響しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ベトナム国「ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト」（2009 年度終了時評価）では、「医療サービス向上の到達度を測るためには、プロジェクトの前後の変化を客観的に示すことができるように、フォーマルな社会調査手法による患者満足度調査を実施すること」が教訓として指摘されている。本事業では、プロジェクト開始時のベースライン調査で満足度調査を実施すると共に、本事業を通して満足度調査表の改訂を試み、プロジェクト目標と上位目標の指標として満足度調査の活用をプロジェクト計画に反映させた。

また、セネガル国「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト」（2017 年度事後評価）の教訓として、セネガルのような地方分権化の状況下で地方の能力強化事例を全国展開していく場合、中央の保健・社会活動省を含む行政の能力強化とカウンターパートのオーナーシップを重視することが持続性確保に貢献すると指摘されている。本事業では州保健局を巻き込みつつ、州レベルの医療施設の運営能力強化、品質改善活動を実施していくが、中央の保健・社会活動省のオーナーシップの確保のため、同省によるモニタリングやスーパービジョン、評価、年次レビューによるグッドプラクティスの共有・促進等を、プロジェクト計画の随所に

反映させた。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

## (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

## (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

### 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。  
第一段階（計画フェーズ）：  
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。  
第二段階（本格実施フェーズ）：  
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

### 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

## &lt; 指導科目 &gt;

## 総括/保健システム強化

## &lt;派遣の目的&gt;

- プロジェクト全体の運営管理を行う。
- プロジェクトに関する計画立案、活動を実施するとともに、活動実績と成果の報告を行う。
- クオリティ・アプローチに沿った医療サービスの質改善に係る技術的助言・指導を行う。
- 病院の質をモニタリング・評価するシステムが保健・社会活動省によって強化されるためのツールの整備や実施方法の整備に係る技術的助言を行う。
- 病院と保健センター間の連携強化に係る技術的助言を行う。
- プロジェクト内外関係者との連携・調整およびプロジェクト成果の発信を行う。

## &lt;活動内容&gt;

## (1)プロジェクト運営管理

- プロジェクトの日本側の総括として、プロジェクト運営計画の立案・実施・モニタリングを行う。
- 日本側専門家チーム（直営と業務実施の異なる契約に基づく体制）が実施する全活動の進捗を把握し、各専門家の活動に対して、計画面、技術面から指導・助言を行う。
- 専門家チームの総括として、技術協力等モニタリング執務要領に従ってプロジェクトの進捗状況を把握し、事業の計画的かつ円滑な進捗のための関係者間の調整を主導する。
- 合同調整委員会（JCC）の開催にあたり、必要に応じて PDM および PO の見直し提案等を行い、JCC での事業方針の策定を支援する。
- プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、他専門家と連携し、その解決にあたる。

## (2)技術指導

- 成果1にかかる活動を通じて保健・社会活動省の病院サービスの質をモニタリング・評価するシステム・体制整備を支援する。
- 成果5にかかる活動を通して病院と保健センター間のリファラル/カウンターリファラルの連携強化のための体制構築を支援する。
- 定期的なモニタリング実施を通じた現状の評価、問題点の抽出、課題の改善に関して、技術的な指導を行う。

### (3)連携促進・プロジェクト成果発信

- プロジェクトの日本側の総括として、C/Pが保健・社会活動省内、州保健局、他ドナー等のステークホルダーとの調整を効果的に行えるよう助言する。
- プロジェクト関連分野に関して、開発パートナーとの協議及び会合出席を通じ、関連情報を収集分析するとともに、これらとの協調に関する業務を支援する。
- プロジェクトの結果、成果、教訓がセネガルの保健政策に反映されるよう働きかけを行い、対外的にも成果を発信する。
- JICA並びに我が国が行う他の保健医療関連事業・プログラムに対して、プロジェクトでの経験・情報をもとに助言及び支援を行う。

### <期待される成果>

- プロジェクトが円滑に実施され、プロジェクトの成果が達成される。
- 医療施設における医療サービスの質が改善される。
- プロジェクトの進捗状況や成果が遅延なく報告される。

## < 指導科目 >

---

### 保健医療サービス質改善/業務調整

#### <派遣の目的>

本専門家の業務は、本プロジェクトの対象州および首都において、以下を目的とする。

- 保健社会活動省との調整のもと、州保健局や関係医療施設などに助言を行いながら、医療施設においてクオリティ・アプローチが実施されるための研修やワークショップを開催し、技術的助言・指導を行う。
- プロジェクト全体の計画・運営・進捗確認の責任者である総括を補佐し、他専門家（病院運営管理/病院情報管理、研修管理/業務調整）と連携しながら、対象州でのプロジェクト活動が円滑に遂行できる環境を整備し、各種会議等の開催を支援する。
- プロジェクト内外関係者との連携・調整およびプロジェクト成果の発信を行う。

#### <活動内容>

##### (1)技術指導

- 成果4の対象州の医療サービスの質強化に関し、本プロジェクトで特定・準備するクオリティ・アプローチを実施するためのツールを用い、医療施設において技術的支援や助言を行う。
- 対象病院においてクオリティ・アプローチを実施するための実施体制構築に向け、保健社会活動省の複数の局と調整のうえ、医療施設において質部門の設置を行うよう支援する。
- 質管理者を対象としたQMS（質マネジメントシステム）の研修の実施や病院スタッフへのQMSに関するオリエンテーションを実施する。
- 医療施設のサービスの質改善の活動計画の策定、実施について、多岐に渡る関係者を対象に専門的な技術支援や助言を行う。
- 対象病院における満足度調査を毎年実施するためWHO等との連携による支援を行い、対象医療施設における医療サービスの質改善についての進捗モニタリングを様々なステークホルダーと共に実施する。
- 医療サービスの質改善、保健システム強化に関する他機関（他省庁、他ドナー、域内関係者）との協議及び国際会議における発表等への支援・協力を行う。

## (2)業務調整

- 総括の行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画のとりまとめを行う。
- 総括と協力し、年間計画(研修計画、在外事業強化費執行計画等)の進捗状況の管理を行う。
- 研修実施、モニタリング、フォローアップ等の各活動の実施にあたり、他の専門家及びカウンターパートとの連携や調整のもと、事前準備や実施支援等を行う。
- 臨時会計役として扱う公金・物品の管理、事務・会計、また庶務を取りまとめ、その計画的な運用を図る。
- 他の専門家と協力して各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に対外発信する。

※本プロジェクトの専門家チーム構成は、本専門家のほか、長期派遣専門家として総括1名、成果2、3、5の活動遂行を担うシャトル派遣の短期専門家が従事予定のところ、他専門家と連携し業務を遂行する。

### <期待される成果>

- 対象病院においてクオリティ・アプローチが効果的に導入される。
- プロジェクト関係者間の円滑な意思疎通が図られ、プロジェクトの投入(日本側の投入のみならず、カウンターパートの配置、ローカルコスト予算等の先方の投入)が計画的に執行され、プロジェクトの活動が計画通りに実施される。
- 医療施設における医療サービスの質が改善される。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：保健医療サービスの質改善管理に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：セネガル国または仏語圏アフリカ地域

② 語学能力：フランス語もしくは英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年5月中旬～2029年4月下旬

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約38.2人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月4.2を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、病院運営管理の専門性を持つ従事者を含めること。また、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 署名済 R/D（仏文・英文）
- 詳細計画策定調査結果報告書

他 JICA 案件関連資料

- 「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ3（PRESSMN 3）」業務完了報告書
- 「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ2（PRESSMN 2）」事業完了報告書

- 「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト（安全なお産プロジェクト）」業務完了報告書
- 「UHCに関する情報収集・確認調査」ファイナルレポート
- 「コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト（Dooleel CMU）フェーズ2」プロジェクト業務進捗報告書

先方政府方針

- Plan National de Développement Sanitaire et Social (PNDSS) 2019-2028

## 2) 公開資料

- 事前評価表：

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024\\_202311291\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202311291_1_s.pdf))

他 JICA 案件関連資料

- 個別専門家「保健行政アドバイザー」（2021年～2024年）専門家活動報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000053147.pdf>)
- 技術協力「非感染性疾患対策情報収集・確認調査」ファイナルレポート (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12346227>)
- 無償「ティエス州病院拡張計画」準備調査報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12376141.pdf>)
- 技術協力「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト」業務完了報告書 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346409.pdf>)
- 技術協力「保健システムマネジメント強化プロジェクトフェーズ2」事業完了報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12346425.pdf>)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につい

ては、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン最新版」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

**【上限額】**

**264,011,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(23,841,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範	費用項目
---------	------	--------	----------	------

				円	
1	本邦研修にかかる報酬	「第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(2)本邦研修・招へい」	11,840千円 =5,920千円× 2回	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない、研修内容を踏まえ提案、見直し可)、4.2人月=2.1人月×2回	報酬
2	本邦研修にかかる実質経費	「第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(2)本邦研修・招へい」	6,000千円 =3,000千円×2 回		国内業務費 (研修実施経費)
3	ベースライン調査	「第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(3)その他 ② ベースライン調査」	3,000千円		現地再委託費
4	エンドライン調査	「第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(3)その他 ⑤ エンドライン調査」	3,000千円		現地再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

見積もりについて、車両関連費と通信費については直営専門家による支出を想定しているため、本契約内での計上は不要になります。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)